

「第2回 直方市公契約審議会」 会議録

開催日時 : 平成29年3月14日 (火) 14:00 ~15:30

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長

浜田契約係長・平山公会計等担当係長・安部・梅田

1. 平成29年度 労務報酬下限額について

会長	それでは、第2回直方市公契約審議会を開会する。 まず、議題(1)の「平成29年度労務報酬下限額について」事務局より説明をお願いしたい。
事務局	それでは、平成29年度労務報酬下限額についてご説明させていただく。 平成29年度公共工事設計労務単価及び労務報酬下限額(案)比較表をご覧ください。 工事又は製造の請負契約については、平成29年3月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価が改定されたので、これを一覧表にまとめた資料である。 なお、平成29年3月31日までに新たに労務単価が改定されない限り、4月1日以降もこの単価が引き続き適用されることとなる。 公共工事設計労務単価は、農林水産省と国土交通省の2省による公共事業労務費調査に基づき、都道府県ごとに決定されているが、今回の改定では、タイル工の福岡県単価が示されていない。従って、本市が採用する積算単価を記載している。 なお、今回の改定の結果、平均で89円の労務報酬下限額の引き上げとなっている。 続いて、業務委託・指定管理協定についてだが、平成29年4月1日以降の直方市行政職給与表1級5号級に基づき算出された臨時職員の日当は6,600円である。これは、今年度と同額であり、平成29年度の労務報酬下限額も時給852円となる。 平成29年度労務報酬下限額についての説明は以上である。
会長	何か質問や意見はあるか。
副会長	設計労務単価が上がったことで、労務報酬下限額もそれに準じて上がると事務局が提起しているが、私が配布した資料をご覧ください。これは、国土交通省から出ている通達である。この通達には、発注者の責務として、適正な価格による契約等が記載されている。以前から申し上げているが、発注者の責務を踏まえ、適正な労務単価、適正な予定価格とする事によって初

めて労務単価の改正が本来の意味を成す。

この通達は、品確法に基づくものであり、法律である。お二人の委員は、よくご存知だと思うが、法律家の会長にはよく目を通していただきたい。

私は、国土交通省や福岡県との意見交換会を行っており、その中で様々な陳情をあげている。以前より、官公庁は、設計単価に著しく差異があるもので設計や積算をしていることが長く続いていた。土木系はともかく、建築系が特に差異があった。国土交通省は是正させるために、今回、この様な通達を行った訳である。

今、お配りした資料が、今まで国土交通省や福岡県との意見交換会の際に、差異がある部分を指摘したものである。一番顕著なものを挙げれば、鉄筋の量が1割以上も違う。例えば、設計が500 t なら、実際は550～560 t 必要ということである。設計数量と実際の所要数量とに著しい違いがある。

次に、設計労務単価は改正されてはいるが、結局、その単価で設計されているかという問題がある。官公庁の設計図書中の見積りの数量や単価を見ていくと、設計労務単価という言葉は、どこにも出てこない。例えば、鉄筋を1 t 加工する場合の歩掛かりの中に、鉄筋の数量や加工の人件費が含まれ、それを数量で掛けるという記載になる。しかし、本当に設計労務単価が反映されているかは不明である。

また、設計労務単価の改正をインフレスライドという扱い方をするが、これは捉え方が違うのではないか。インフレスライドというのは、急激に品物の単価が上がった場合等に適用するものである。設計労務単価は、政策として上昇している訳であって、インフレスライドで上がった訳ではない。であるから、設計労務単価を確実に上げていくというのが本来の姿だと思う。

ところが、実際は、そうっていない。インフレスライドの中にスライド条項というものがある。請負金額の100分の1を超える額を基準に、これを超えた場合に労務単価を上げるという扱い方をするものであるから、実質的には上がらない。4%、5%ほど労務単価が上がっても、請負金額の100分の1を越えるものしか該当しないため、上がることはない。前年度に契約したもののだから、下請業者と賃金の交渉が出来ていると言えればそれまでだが、問題なのは、遡及して3月1日から上げるようになっていることである。例えば、4月、5月に市が発注される工事は、既に設計が終わっている。設計が終わっているもので、3月以降に発注する工事については、全て新労務単価に改めなさいということだが、これも本当に新労務単価になっているか判別がつかない。発注者が、旧労務単価で設計していても、これを見定めるところがない。

今の品確法で言えば、そういった場合に異議を感じた受注者が、発注者に対して異議の申し立てをして協議をなさいとなっているが、なかなか協議をしても、積算基準は県から言われたとおり、国から言われたとおりしているという答えが返ってくるだけである。通達の中にもあるが、入札の直前に見直すようになっはいるものの、手間や時間もかかる。根拠をお互いに示して協議しなければならない。我々事業者だけが、労務台帳でチェックさ

れる訳である。しかし、発注者から根拠を示してもらえないから、どこに、その賃金が反映されているか分からない状況である。

一方で、直方市は、日本中見ても例の少ない公契約条例を制定した市である。そういう意味でも、発注者と受注者が、お互いに十分に協議を重ねていかなければいけない。以前から委員が言われているが、労務報酬下限額を現状の設計労務単価の80%から90%にするべきだと。私もその意見には賛成であるが、前提として、発注者がきちんと適正な設計価格を示してもらわないといけな。適正というのは、適当に正確ではなく、適確に正確という意味であるから、この辺りを理解していただきたい。

配布資料の次に書いてあるのが、共通仮設費のことである。国土交通省の作成した『公共建築工事積算基準』を見ると、建物の規模に合わせて、クレーンや貨物エレベーター等の使用について記載されている。

ところが、県や市が設計に使っているのは、『公共住宅建築工事費積算基準』という基準が別があり、そこでは、クレーン等の揚重機は共通仮設費の中に含まれているという。国土交通省や福岡県とも打ち合わせをしていただき、これが矛盾しているので、取扱いを統一しなければいけないという所まで、今、話を行っている。こういった問題を県と市に話しても、積算基準のとおりに行っているという回答しか返ってこない。確かに、積算基準はそうになっているが、この間違いは正してもらわないといけなという事で、国土交通省や福岡県に相談をしている。

最後は、見積りの割り掛け積算の是正についてである。ある企業がある発注者から入手した積算根拠を示した代価表には、0.8や0.65といった掛け率を採用して、設計単価を決めていることが明記されている。また、ある企業が事後公表された予定価額と受注者が資材納入業者と交わした契約金額と比較した結果では、多くの工事で契約金額が予定金額を上回り、受注者の持ち出しとなっていることが判明したとある。

こういう事は、先ほど言った歩掛かりの問題で、その歩掛かりの中に労務単価が含まれているが、詳細については全く不明である。国土交通省は、土木工事に対し、建築工事でこの様な問題が多いのかという事で、国土交通大臣が諮問した。それに対する答申が次の資料である。平成29年1月20日の答申であるが、今後、この答申に則って実施していくという事の通達が2月10日に出された。今回は、非常に早く対応してもらった。建築の全国的な問題であるから、そういう事で対応していただいたということが、この2つの資料で分かると思う。

発注者の責務というものを、きちんと踏まえた上で、この公契約条例を生かしていくべきだと私は考えている。

委員

副会長が言われる事に私も同感である。昨年、申し上げたが、全てが100%歩掛かりとか代価表で上がってくれば、きちんと労務単価が上がってくる。

副会長	<p>実際に市営住宅の建設工事にて金額を協議した。</p> <p>我々業者の見積りと、市の予定金額を比較すると、我々業者の見積りの方がかなり高く、2割近く違った。</p>
委員	<p>そういう差異が出てくる。予算の関係も、前倒しで予算が上がってきて、算定がある。単価が変わったら変わったなりの修正や変更をかけていけばいいが。その辺りはどうなのかと疑問に思う。</p>
副会長	<p>市は、工事の設計を設計コンサル業者に委託するから、設計コンサル業者が、市場単価を探っていく。それには、建築コスト情報や建設物価という本がある。これを比べて見ると、3年間ぐらい1円も変わっていない。今まで労務単価は5年続けて上昇したが、今年のコスト情報を見れば分かるが、コスト情報の会社へ問い合わせも行った。これは、国土交通省の監修である。しかし、2015年度版、2016年度版と表紙を変えただけで、中身は1円も変わっていない。せめて、労務単価が上がったら、別冊でもいいからつけてくれないかという話も、国土交通省と行っている。市や県、設計コンサル業者に確かめても、コスト情報という市場調査によって設計したと言う。ところが、それだけでは腑に落ちない点が沢山ある。</p>
会長	<p>様々な意見が出されたが、「平成29年度 労務報酬下限額について」は、事務局の提案どおりでよろしいか。</p>
委員	<p>前回の審議会にて労務単価が上がれば、労務報酬下限額も上げるという議論を行った。労務報酬下限額については、提案どおりで良いと思う。</p>
委員	<p>市の新労務単価への改正は、3月1日からか。</p>
事務局	<p>3月1日からである。</p>
委員	<p>公契約条例の労務報酬下限額の適用は、4月1日からか。</p>
事務局	<p>4月1日からの適用である。</p>
会長	<p>歩掛かり等は、賃金を明記しないと分からない。</p>
副会長	<p>歩掛かりを割引して計算されると、労務賃金が全然入っていないという事になる。</p>
委員	<p>実際に設計する部署は、技術系の工事主管課であろう。本来ならば、工事主管課と我々委員が、どうアプローチ出来るのかが問題だと思う。この場で、幾ら議論しても、事務局側は事務方のため、言葉だけは分かるが、内容は分からないだろう。工事主管課とどう関われるかが、1つの課題である。</p>

副会長	<p>現に施工中の市営住宅建築工事において基礎部分の調査を実施した。調査の結果、明らかとなった改正部分については、市と協議し変更契約を行った。</p>
委員	<p>変更契約を行ったのか。</p>
副会長	<p>変更契約を行った。市は必要な変更契約には対応してくれる。 ただ、国の積算基準と県の積算基準の違いや、鉄筋等の計算方法の違い等について、国土交通省や福岡県と今までずっと話をしてきた。それが今回、通達により明らかとなった。よって、市も通達に沿って実施していただきたい。そうする事で、労務単価、この公契約条例の労務報酬下限額が生きてくる。</p>
委員	<p>国の基準どおりに実施して貰えれば言うことはない。</p>
副会長	<p>その通りである。</p>
委員	<p>基準が各々の尺度によって違ってくるという事は、原課に話を持っていかないといけない。ただ、予算の問題等もあるかと思う。</p>
副会長	<p>それは、国土交通省や福岡県とも協議してきた。 今、九州地方整備局が一番進んでいると、国交省の中で言われている。国土交通省に建設業フォローアップ相談ダイヤルがあるが、中でも発注金額と全然合わないという相談が多いとのことだった。これを受け、発注者連絡協議会の座長が九州地方整備局の方で、直ぐに福岡県と協議をしていただいた。鉄筋の数量違いをはじめ、揚重機やクレーン、貨物エレベーターの基準にも問題があると。国土交通省では、率の中には入れず、積み上げて計算すると言うが、県の使用している住宅建設積算基準では、率に入っていると言う。 そういうところを、国と県とで協議していただき、今回の通達で出ている。 後は、本当に改正された労務単価が入っているのかということ、一度、根拠を示してお互いに話をしたい。そうでないと、ただ数字だけが入っている、入っていると言うだけである。 市町村だけが悪いというような事ではない。基準がダブルスタンダードであったり、計算の仕方が違ったり、積算基準があって、工事基準があるという事がおかしい。工事基準がしっかりと明記されているので、それに沿った設計をしてもらわなければいけないという事である。</p>
委員	<p>実際、会計検査院がいるが、その辺りの確認はどうか。会計検査院が、基準どおりに実施していなくて補助金が適正だと言うだろうか。補助金が適正に使用されているか検査する訳である。その辺り、会計検査院から指摘してもらい、基準どおりに実施させてもらいたい。</p>

副会長	<p>公共建築は、民間の参考にならなければいけない。そのためにも、きちんとすべきだという事が書いてあり、国土交通省が全部取りまとめている。だから、国土交通省から直接、市町村に通達が行くのではないかと思う。</p>
委員	<p>この審議会から言うと、工事主管課にどれだけアプローチ出来るかが課題である。その辺りの話が出来たら、まず、建築工事の設計に関しては、こうであると。業務委託は先ほど話したように基準が上がれば、労務報酬下限額も上げるという事なので、それはそれでいいと思う。</p>
副会長	<p>業務委託は明確だが、工事はもっと詰めないといけない。</p> <p>もう一つ、国土交通省は、落札後に業者側から異議の申し立てがあった場合、協議をするという項目を工事契約書の中に入れようという話がある。それを平成29年度からは導入すると言っているが、約8割の地方自治体は反対しているという。そのため、調整に少し時間がかかるかもしれないが、これが後退する事はないという回答まで頂いている。</p>
委員	<p>労働組合連合の立場として話をすれば、直方市の公契約条例がまず1つのモデルとなる。うちの管内には、飯塚、嘉麻、桂川、それから直鞍地区では、直方市、宮若市、鞍手町、小竹町がある。中遠地区では、中間市と遠賀郡4町で話を行うが、公契約審議会をつくらないかという事で要求書を提出する。だから、建設業組合も頑張っていたら、近隣も一緒に上がっていかうという話をすれば、先ほどの問題もクリア出来てくるのではなかろうかと思う。副会長が言われるように。</p>
副会長	<p>一緒にすべきであろう。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
副会長	<p>それと、一番悔しいのがオンブズマンである。これだけ設計が安く、全く合わない予定価格を出されていても、予定価格の95%以上で落札すれば談合の疑いがあると言う。この件については、オンブズマンと会って話したい。あなた方で誰か、設計が出来る人がいたら計算してみてくださいと言いたい。</p> <p>そういう誤解が解けていけば、徐々に公契約条例というものが、ごく当たり前になると考える。賃金が確保されているのだから。自分の家を建てる事に置き換えて考えれば、これだけお金を支払うのだから、良い物を建ててほしいと誰しも考えるだろう。家を建てた後に、「実は、給料をもらっていない」という大工がいたらおかしいのである。</p>
委員	<p>また、きちんと建物が出来ているなら、なぜ壊れたのだという話になる。</p>
副会長	<p>瑕疵担保というものがあり、民間の仕事では10年間保証しなければいけない。保証会社に保証を払って行く。それと同じで、市の建築にしても、この</p>

	<p>答申案が出ているが、3年間とか、5年間経ってからの評価もするべきだという話まで出てきている。だから、市も財政的なことだけを考えず、良い物を作ろうと考えていただきたい。この品確法の一番の精神というのは、インフラの長寿命化である。今まで50年しかもたなかった物を70年もたせようという考えである。そのためには、優秀な業者に施工させなさいというもの。それが、総合評価方式である。今回の通達にも、総合評価方式の拡大が出されている。</p> <p>現在、公契約条例の対象は予定価格5,000万であるが、優秀な業者に良い物を造って貰い、業者の評価もきちんと行うようにしなければならない。たまに耳に挟むが、全ての業者に行き渡るように、満遍なく発注しなければいけないとなると、年間20億程度の公共事業しかない直方市で、登録業者が150社以上もいて、どうなるだろうか。全ての業者に受注機会を確保しようとすることは困難である。だから、そこの部分の考え方を覚えてもらわなければいけない。通達には、きちんと書いてある。柔らかい言葉で、国策に従うという事も書いてある。</p> <p>私は、国土交通省や県に色々と話を聞いてもらい、意見も十分言わせてもらった。今後は、市がどうするかである。</p>
事務局	<p>副会長から建設業の実情について、貴重なご意見をいただいた。私たちは入札契約事務担当のため、現場における作業等については、実際のところ分からない。しかし、この審議会からご教授いただく意見等については、かなり敏感に意識している。</p> <p>先ほど、副会長から説明のあった急激な単価の上昇、インフレスライドや特例措置など、国、県からの通達が来れば、即座に準備を行い、素早い対応に心がけている。</p> <p>また、最も共感したのは、良い物を造ってもらいたいという事である。私たち契約主管課は、常々そのように思っている。また、多様な入札制度の一つに総合評価方式がある。優秀な業者に良い物を造っていただければ、建物の寿命も長くなる。その分、補修等の経費もかからない。となれば、やはり、直方市民の皆さんに、それだけ還元できるので、そういった意識を常に持って取り組んでいる。私たちは、私たちで出来る事を一生懸命頑張りたいと考えている。</p>
会長	<p>平成29年度労務報酬下限額については、事務局提案どおりでよろしいか。</p>
各委員	<p>了承する。</p>
会長	<p>資料の「平成28年度 公契約条例対象事業の契約受注者一覧」について、事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>資料をご覧いただきたい。</p> <p>資料の上段が建設工事、下段は業務委託について記載している。建設工事</p>

	<p>については、今年度より対象範囲を予定価格1億円から5,000万に拡大したことで、現在で15の案件が公契約条例の対象となっている。なお、対象案件の労務台帳の提出等については、財政課契約係へ提出していただき、確認しているが、特に問題等もなく順調である。</p> <p>業務委託については予定価格1,000万と適用範囲の拡大等はないが、新規契約等もあり、現在で28の案件が対象となっている。また、平成29年度には指定管理業務等の契約更新もあり、今後対象案件が増えることが予想される。こちらについては、各担当課が対応しているが、順調に業務を遂行していただいているという事である。簡単ではあるが、説明は以上である。</p>
会長	<p>高齢者福祉協同組合が学童保育をやるというのは。</p>
委員	<p>私は会員であり、よく知っている。介護事業を実施するために当該協同組合に一口5,000円の会費を出資している。それを資金に福岡県のいろいろな市町村で、介護事業を中心に行っている。今までは、各学校のPTA組織が学童を運営していたが、文部科学省の通達もあり、PTA組織で雇っていた学童の支援員を、この高齢者福祉生活協同組合が全部受け入れ、このような形で事業に取り組んでいる。</p> <p>直接、話を聞いたが、今までは学校で、1人、2人、3人という指導員が、ばらばらで、PTA組織のもと学童保育を運営していたが、1つの組織が全体を統括するため、みんなで月1回集まって研修会を実施、質も向上してきたと聞いている。とても良い事だと思う。</p>
会長	<p>分かりました。</p>
委員	<p>建設工事の公契約対象案件を予定価格5,000万以上とした事で、15件と増加していると思うが、平成27年度の対象は何件であったか。</p>
事務局	<p>平成27年度の対象は3件である。昨年度は、予定価格1億円以上が対象であったが、下水道関連工事が1件、市営住宅の建設関連が2件である。</p>
委員	<p>ということは、昨年度に比べ12件も増加したという事か。建設工事の対象件数でもこれだけ拡大したという事である。</p>
会長	<p>対象が広がりましたね。</p>
委員	<p>業務委託は予定価格1,000万以上が対象だが、委託の更新等で件数が増えたという感覚でいいのか。それとも、毎年これ位の件数なのか。</p>
事務局	<p>あくまでも予測であるが、来年度以降、これ以上の件数になるかと思う。</p> <p>平成29年度に予算計上しているが、市内各中学校の建設工事が始まるので、工事案件は増加する。委託業務に関しても、指定管理の案件が契約更新を迎</p>

	<p>えるという事もあり、対象は増加すると思われる。</p> <p>指定管理協定についても、複数年契約を締結していた事から対象外であったが、契約更新を迎えることから案件は増えていくと考えている。</p>
委員	分かりました。
会長	直方市以外の地域、周辺の自治体も含めて、公契約条例を広げていくには、どの様にアプローチすれば良いだろうか。
副会長	各自治体がやる気になれば、すぐ出来るであろう。
事務局	<p>平成26年度に直方市公契約条例を施行後、今日まで相当数の視察を受けている。県内はもちろん、九州、本州、東日本からの視察もある。視察に見えた際には、「ぜひ、公契約条例導入を進めてください」とお願いしている。しかし、兵庫県の加西市、加東市、四国の高知市、また、条例型ではなく要綱型の佐賀市など、西日本では直方市を含めて4市程しかないのが現状である。</p> <p>理想は、直鞍地区、筑豊地区、福岡県、九州と公契約条例の導入自治体が増えることで、条例の効果も広がっていくと考える。先行して条例を制定した自治体として、県内や九州へと少しでも広がってほしいというのが事務局の思いである。だが、視察に何度も来られた自治体もあるが、なかなか条例制定まではいかないという実態である。</p>
委員	労働組合連合からは、公契約条例の要求というものを出している。
会長	学習会も行っていると思うが、建設業界では、学習会はやっているのか。
副会長	建設業界では、全く話題にならない。
会長	話題にならないのか。
副会長	話題にならないのに、なぜ、私が積極的に条例の必要性を訴えるかという と、先ほども説明したように、工事の予定価額等とリンクしているからである。それが良くなれば、労働者の賃金も改善され、若者の雇用も増える。このままの状態が後数年続けば、廃業する建設業者も少なくない。
事務局	先日、視察に来られた自治体の方が最後に言われた意見だが、『本市でも導入したい。ただ、建設業界を説得するのにあと一押し、「こういうメリットがある」と伝えられる言葉がないか』と尋ねられた。本市は、労使委員の皆さんが、ご理解いただき積極的である。近隣にも取り組もうとしている自治体もある。
会長	副会長が出張講義を行うというのはどうか。

副会長	<p>建設業者の立場から言うと、自治体が導入すると言えば条例は成立する。建設業界が反対しても、発注者と受注者という立場が違う。だから、条例を制定すると決断すればいいのである。</p>
委員	<p>首長は、選挙に係るとというのが1つあると思う。選挙で、商工会や経営者団体に対して、負荷をかけないようにしようという話があるかもしれない。</p>
副会長	<p>先日、国土交通省の方と話をしたら、国としては、熊本地震を何とか早く復興させたいと考えている。しかし、入札をしても土木系は良いが、建築系に不調、不落が多くどうしようもないと言う。何か良い方法はないかと相談された。</p> <p>国としては、広範囲から建設業者を集めて貰えば、早く復旧出来ると考えているが、建設業におけるルールや縛りが足かせとなっている。例えば、私が熊本に行き2年間建設業に従事して、福岡県に帰って来たと仮定する。すると、福岡での実績はなくなり、工事成績等の点数もない。この様に帰って来ても座る椅子もない、会社もなくなっていたという様な状況になる。</p> <p>我々の様な建設業者は、狭い範囲で仕事を行っている。直方市なら直方市だけ、県なら土木事務所管内だけと言うように。1級河川の遠賀川なら国の直轄工事だが、大体、小竹から木屋瀬ぐらいまでと、凄く範囲が狭い。近年、ようやく、災害で協力した業者には、評価点を付けるという話が少しずつ出てきた。しかし、災害復旧のため遠方に行けば、地元と遠方の二重世帯になる。遠方となれば、アパートを借りるか、安いビジネスホテルに宿泊させるなど、従業員の住まいを確保する必要がある。その経費をどう見てくれるかという事もあり、なかなか難しい。</p>
会長	<p>様々な意見が出たが、その他は何かあるか。</p>
委員	<p>本日、お配りしている資料は、建設業者の社会保険に関する資料である。</p> <p>平成29年度から、国、県は、雇用保険、社会保険、厚生年金保険の3つの保険に加入していない業者は、受注者として使わないという段階に踏み込む。この数年、労務単価が上昇してきたのは、この費用も積算できちんと見ているという事である。市町村レベルでここまで厳格な取り組みを行っていないから、直方市では、どの段階で踏み切るのかと気になっている。公契約条例により労務台帳を提出して貰っているが、最終的には、社会保険料は幾らだったと記載して貰いたいという思いもある。</p>
事務局	<p>社会保険未加入問題については、本市でも取り組みを予定している。先日、建設工事で登録の市内業者全社にファックスにて通知を行った。その内容は、社会保険への加入を業者登録の要件とするもので、平成29年7月、8月の登録受付から実施するという通知である。</p>

委員	平成29年7月、8月から実施するのか。
事務局	7月と8月の受付からである。受付後、審査等を経て登録業者として有効になるのが10月1日からである。よって、10月以降は各事業者に義務付けられた社会保険等に加入している事になる。
委員	今後、労務台帳に単価だけでなく、保険料という欄を設けてはどうか。
副会長	<p>これは、どう考えたらいいのか。我々建設業界には、国土交通省から、我々業者が使う下請からは福利厚生費用をきちんと明示させた見積りを提示するようにとなっている。</p> <p>しかし、直方市の公共工事で提出する工事費内訳書には、直接工事費、共通仮設費、一般管理費、現場管理費のみである。直方市では、現場管理費の中に法定福利費が含まれているとの事だが、委員が示されたこの資料は、自治体宛てなのか、事業者宛てなのか。</p>
委員	事業者宛てである。
副会長	<p>最初から、発注者が法定福利費を明記すべきだという事を言っている。そうでなければ、業者として、我々の下請との契約の注文書の中には、発注者に準ずるということが、ずっと、常識的に入っている。だから、発注者に準ずる事しか出来ないから、そういう書き方をしている。これを、発注者側に、全部しなさいと言えば一番分かりやすい。先ほどの労務単価ではないが、労務単価、これだけを示されても、どこに入っているか分からない。福利厚生費も分からない。入っていると書いてあるだけである。</p>
委員	消費税は別扱いだから、福利厚生費も別扱いにすればよい。
副会長	その通りである。
委員	<p>福利厚生費は、人件費の総額に一定率を掛ける。会社の社会保険の掛け金が幾らになるか算出するために、諸経費の動向調査を国土交通省で毎年実施している。この工事で、会社が幾ら、労働者に対する社会福祉分の費用を掛けたかという調査も行う。そういう調査をしながら、現場管理費の率が適正かどうかを判断する。低過ぎるのではないかという事で、一昨年、少し上げたが、固定ではなくて、見直しを行っている。それは、率でしかないから分からない。内訳はなく、単純率である。</p>
副会長	<p>下請や孫請まで、社会保険に加入していないと入場出来ないという事になると、割合がはっきりしなくても、福利厚生費を支払っているという事になる。今回の市の取り組みは、入札に参加させる、させないという、元請だけであるのか。</p>

事務局	市の業者登録の要件としてのものである。つまり、元請のみを規制するもので、現段階では、国のように下請けまでを拘束するものではない。
副会長	県では、下請も社会保険に加入していないとダメである。
事務局	現段階では、登録業者の社会保険等の加入を目指したい。
副会長	その際に必ず、予定金額の適正な積算を頭の中に入れて貰いたい。
会長	本件については、議論を終了したい。

2. 次回公契約審議会の開催日について

会長	「次回公契約審議会の開催日について」事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>今後のスケジュールであるが、昨年同様に、平成28年度公契約条例対象事業の契約受注者へのアンケート調査を実施予定である。アンケート調査は4月中に行いたい、昨年より、受注業者数も増加している。そのため、集計等を考慮して、第1回目の審議会を6月上旬に開催し、前年度の振り返り等々を行っていただきたいと考えている。</p> <p>従って本日、次回の開催日を調整させていただきたいが、6月の第1週目の金曜日、6月2日（金）はいかがか。</p>
会長	対象が増加している。集計等踏まえ、少し時間をあけた方が良い。
事務局	本日、お一人委員が欠席されている。よろしければ、第1候補を6月2日に、第2候補を6月9日として、委員にスケジュールの確認をさせていただきたい。決定後、各委員に連絡させていただきたいと考えているが、いかがか。
各委員	了解した。
事務局	では、第1候補を6月2日（金）の14時から、第2候補を6月9日（金）の14時ということで調整させていただきたい。
各委員	了解した。

3. 会議録署名委員の指名

会長	本日の会議の議事録署名委員を指名する。今回は、岩尾副会長と寒竹委員 にお願いする。
両委員	了承した。

4. 閉会

会長	これをもって、第2回直方市公契約審議会を終了する。
----	---------------------------